

袖ヶ浦市道路工事施行復旧基準

1 適用範囲等

(1) 適用範囲

- ア この基準は、袖ヶ浦市道路管理及び道路占用に関する規則（平成元年規則第13号）に定める道路に関する工事（以下「道路工事」という。）に適用する。
- イ この基準のほか、各種法令及び規則に定められた施工管理基準を遵守すること。

2 工事の周知等

(1) 工事の周知

- ア 道路工事を行う者は、工事着手前にその内容について、地域住民及び自治会長に十分説明をし、理解と協力を得ること。

(2) 道路占用許可書等の携帯

- ア 工事の責任者又はその代理人は道路占用許可書又は道路工事施行承認書を常に携帯し、提示を求められたときはそれに応じること。

3 掘削

(1) 取り壊し

- ア 既設舗装の取り壊しにあたっては、占用位置や施工方法等について、道路管理者の許可を受けてから実施すること。
- イ 既設舗装の切断は、コンクリートカッター等で直線的かつ路面に対して垂直で行うこと。
- ウ 舗装部分の掘削幅は各占用物件の施工基準に応じた最小幅とすること。
- エ 取り壊しに際して発生するアスファルト廃材や汚泥は、法令に基づき適切に処分すること。

(2) 掘削

- ア 掘削は、布掘り、つぼ掘り又は推進工法、若しくはこれに準ずる工法とし、えぐり掘りは行わないこと。
- イ 降雨時の施工は避けること。
- ウ 掘削面積は原則として当日中に復旧可能な面積とすること。
- エ 掘削時に湧水が発生した場合、排水を路面に放流しないこと。また、道路側溝等の排水施設に放流する場合は、土砂の流出をさせないこと。

- オ 掘削に伴い、路面及び排水施設を毀損又は汚染させた場合は、道路管理者の指示に基づき、適切な措置を講じること。
- カ 掘削した土砂は路面に堆積させないこと。
- キ 掘削深が1.5メートルを超える場合及び、軟弱地盤、砂質地盤等、崩壊の恐れがある箇所を掘削する場合は、適切な土留め工を行うこと。
- ク 掘削位置に埋設物がないことが明確な場合を除き、人力掘削とすること。

4 埋設物

(1) 埋設物の調査

- ア 工事着手前に掘削箇所及び周辺の地下埋設物について調査し、埋設物の管理者と協議の上、立会い等必要な措置を講ずること。

(2) 埋設物の保安・防護

- ア 埋設物が露出したまま施工する場合は、吊り防護、受け防護等、適切な措置を講じた上で施工すること。

(3) 埋設物の明示

- ア 管渠等を埋設する際には、埋設する管渠等の上部30センチメートルを標準とし、保安上必要な事項を明示したシート又はテープを敷設すること。

5 埋戻し

(1) 埋戻し材料

- ア 発生土は原則として埋戻しに使用しないこと。発生土を埋戻し材料として使用する場合は、その品質について道路管理者に協議すること。
- イ 埋戻しに用いる材料は木片、金属類、コンクリートガラ、その他異物を含まない、十分に締固めができる含水比である良質土とすること。

(2) 管渠等周辺部の埋戻し

- ア 管渠等の周りは埋戻し材料を管渠等の底、側部に行きわたらせ、適切な工具を用いて空隙がないよう十分に締固めること。

(3) 管渠等上部の埋戻し

- ア 管渠等上部における一層の仕上がり厚は、路床部で20センチメートル以下、路体部で30センチメートル以下とし、十分な締固めができる含水比で、タンピングランマー、振動コンパクター等を用いて締固めること。
- イ 土留め工を行い施工している場合、周辺地盤が崩壊する危険がないと判断できる箇所まで埋戻しが進行した段階で土留め材を引き抜き、残置しないこと。
- ウ 発生した余剰土は直ちに搬出し、法令に基づき適切に処理すること。また、路面等を汚染した場合は清掃すること。

(4) 残置物件

- ア 道路における占用物件等の残置は原則として認めない。ただし、道路構造の保全上等の理由により残置が必要な場合は、道路管理者に協議し、道路管理者が認めたときは、残置することができる。
- イ 残置の許可を受けた者は、その管理について次の責任を負う。
 - (ア) 残置物件については、占用物件と同様に管理すること。
 - (イ) 道路管理者から残置物件撤去の指示があったときは、占用者の負担により速やかに撤去すること。なお、道路管理者の事業で撤去を行う場合は、これを無条件で承認すること。
 - (ウ) 管渠等、暗渠構造物を残置するときは、その内空にモルタル等を注入するなど、道路構造の保全、交通の危険防止のための措置を講ずること。
 - (エ) 残置物件に起因して道路に損傷を与えたと道路管理者が認めたときは、道路管理者の指示に基づき道路を補修及び復旧すること。
 - (オ) 残置物件に起因して第三者に損害を与えたと道路管理者が認めたときは、これに起因する一切の責任について占用者が負うこと。

6 舗装工

(1) 路盤工

- ア 路盤における一層の仕上がり厚は、上層路盤では15センチメートル以下、下層路盤では20センチメートル以下とすることとし、十分に締固めができる含水比で、タンピングランマー、振動コンパクター等を用いて締固めること。

(2) 車道舗装工

- ア アスファルト舗装を二層以上で復旧する場合、基層と表層の横継ぎ目の位置は15センチメートル以上ずらすこと。
- イ アスファルト混合物を舗設する際は、プライムコート（1～2ℓ/m²）又はタックコート（0.3～0.6ℓ/m²）を適切に散布すること。

(3) 歩道舗装工

- ア 歩道の本復旧に用いるアスファルト混合物は、透水性アスファルト混合物（13）を標準とする。
- イ 切り下げ部を復旧する場合は、摺り付け部も含めて、別図1「舗装復旧構成標準図」において切り下げ部に適用する復旧構成とすること。
- ウ 切り下げ幅が3.6メートルを超える場合、復旧方法について道路管理者と協議を行うこと。

7 仮復旧

(1) 復旧構成等

- ア 路面の復旧は埋戻しが完了した後、速やかに行うこと。
- イ 仮復旧舗装の断面構成及び復旧範囲は、別図1「舗装復旧構成標準図」及び別図2「舗装復旧標準平面図」を標準とするが、既設の舗装構成を鑑み、道路管理者から承認を受けた復旧構成とすること。なお、路線ごとの復旧区分は別表1「道路復旧基準構造総括表」に定めるものとする。
- ウ 仮復旧から本復旧までは30日以上の期間を確保すること。

(2) 責任期間

- ア 仮復旧の責任期間は、本復旧が完了するまでとし、それまでの期間は、日常的に施工箇所を巡回し、路面の沈下等の異常が発生した場合は、速やかに手直しを行うこと。

(3) 路面標示

- ア 仮復旧での路面標示は、十分な耐久性を有し、視覚的に既設の路面標示と同等の機能を有する材料で行うこと。

8 本復旧

(1) 復旧構成等

- ア 本復旧舗装の断面構成及び復旧範囲は、別図1「舗装復旧構成標準図」及び別図2「舗装復旧標準平面図」を標準とするが、既設の舗装構成を鑑み、道路管理者から承認を受けた復旧構成とすること。なお、路線ごとの復旧区分は別表1「道路復旧基準構造総括表」に定めるものとする。
- イ 復旧範囲は前項のとおりとするが、道路管理者が適当でないと判断した場合は、道路管理者との立会によって決定した範囲を復旧範囲とする。

(2) 路面標示

- ア 本復旧での路面標示は、視認性に優れた溶融式塗料で原形復旧すること。

9 掘削制限

(1) 掘削制限期間

- ア 新設又は改良を行った道路における掘削は、工事完了後3年が経過するまでは、掘削を認めない。ただし、水道の引き込み管の埋設など、ライフラインに関するもので道路管理者がやむを得ないと認めた場合に限り、道路管理者と協議の上これを許可する事がある。

10 瑕疵担保

(1) 瑕疵担保期間

- ア 道路管理者は、占有者等が復旧した部分又は推進工法により掘削した部分（影響範囲含む）の道路に沈下、亀裂等の損傷を確認した場合や、復旧した路面と周辺との間に交通に支障をきたす段差が生じている場合は、工事が完了した日から2年以内に限り、その補修を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は令和7年4月1日から施行する。

別表1

道路復旧基準構造総括表

整理番号	路線名	復旧区分	整理番号	路線名	復旧区分
0101	代宿神納線	N5 (長浦駅前線交差点・蔵波鎌倉街道線交差点・勝下清水頭線交差点部は排水性舗装)	0208	坂戸石塚台線	N3及びN4／国道～市民会館前交差点がN4
			0211	飯富上泉線	N4
			0214	大曽根島合線	N4
0102	笠上代宿線	N4及びN3/代宿横田線T字路より北がN4	0220	高谷林線	N4
			1001	南袖1号線	N4
0103	代宿横田線	N4(排水性舗装部は別途協議)	1002	南袖2号線	N5
			1003	南袖3号線	N5
0104	久保田坂ノ下線	N4	1004	南袖4号線	N6
0105	長浦駅北口線	N5	1151	奈良輪一丁目1号線	N4
0106	長浦駅前線	N5	1421	神納二丁目11号線	N5
0108	蔵波鎌倉街道線	N4及びN5/代宿神納線より東がN5	2001	中袖1号線	N5
0109	飯富蔵波台線	N3及びN4/県道より北がN4	2002	長浦1号線	N5
0110	勝下清水頭線	N5	2004	長浦3号線	N5
0111	奈良輪蔵波線	N4	2005	長浦4号線	N4及びN3/今井橋より北がN4
0112	長浦中袖線	N5	2006	長浦5号線	N4
0113	中袖南袖線	N6	2007	長浦6号線	N4
0114	南袖神納線	N5及びN6/南袖31番地先交差点境(国道16号線から袖ヶ浦高校方面は排水性舗装)(国道16号線交差点付近は半たわみ性舗装)	2008	長浦7号線	N4
			2009	長浦8号線	N4
			2010	長浦9号線	N4
			2011	長浦10号線	N4
0115	南袖大野台線	N5(大井戸踏切前後は半たわみ性舗装)	2013	長浦12号線	N4
			2014	長浦13号線	N4
0116	今井坂戸線	N5(市街化区域内は排水性舗装)	2016	長浦15号線	N4
			2017	長浦16号線	N4
0117	袖ヶ浦駅前線	N5及びN3/国道より南がN5	2019	北袖2号線	N4
0118	坂戸川間尻線	N4及びN5/浮戸川より南がN5	2122	今井二丁目1号線	N4
			2345	長浦駅前五丁目1号	N4
0119	川原井金堀台線	N4	2514	蔵波14号線	N5
0120	川原井林線	N4	4507-3	高谷10号線(旧千葉鴨川線)	N6
0121	永地寺ノ越線	N4及びN5/広域農道～南総昭和線がN5			
0122	三箇永地線	N5	5003	谷中3号線	N3及びN4/谷中五反田線より南がN4
0123	三箇横田線	N3及びN4/県道より西がN4	2801	椎の森1号線	N5
			2802	椎の森2号線	N4
0124	横田大鳥居線	N6	2803	椎の森3号線	N5
0127	吉野田上宮田線	N4	2804	椎の森4号線	N4
0201	北袖インターチェンジ線	N5	2805	椎の森5号線	N4
0202	北袖ふ頭線	N5	2806	椎の森6号線	N4
0203	長浦小中学校線	N4	2807	椎の森7号線	N4
0204	蔵波台線	N4	0128	袖ヶ浦駅北口線	N5
0205	南袖ふ頭線	N6	0129	西内河根場線	N6
0206	奈良輪高須新田線	N3(横水路部分はコンクリート舗装)	0130	西内河高須線	N5
			-	袖ヶ浦駅海側区画道路	N2
0207	福王台線	N4	-	その他市道	N3

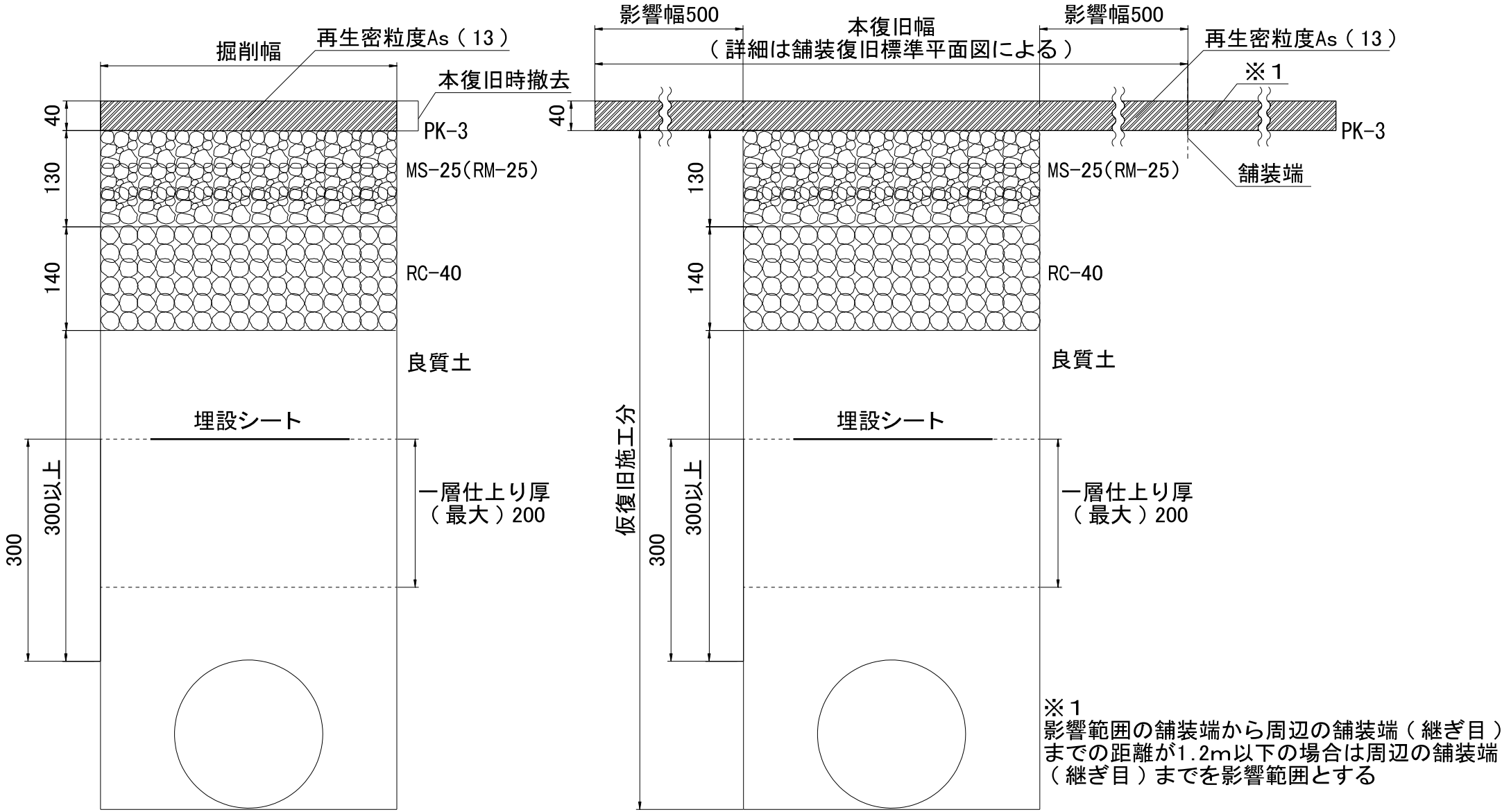
舗装復旧構成標準図【N2】

別図 1

(仮復旧)

(本復旧)
目標TA=12cm (設計CBR3%)

単位 : mm



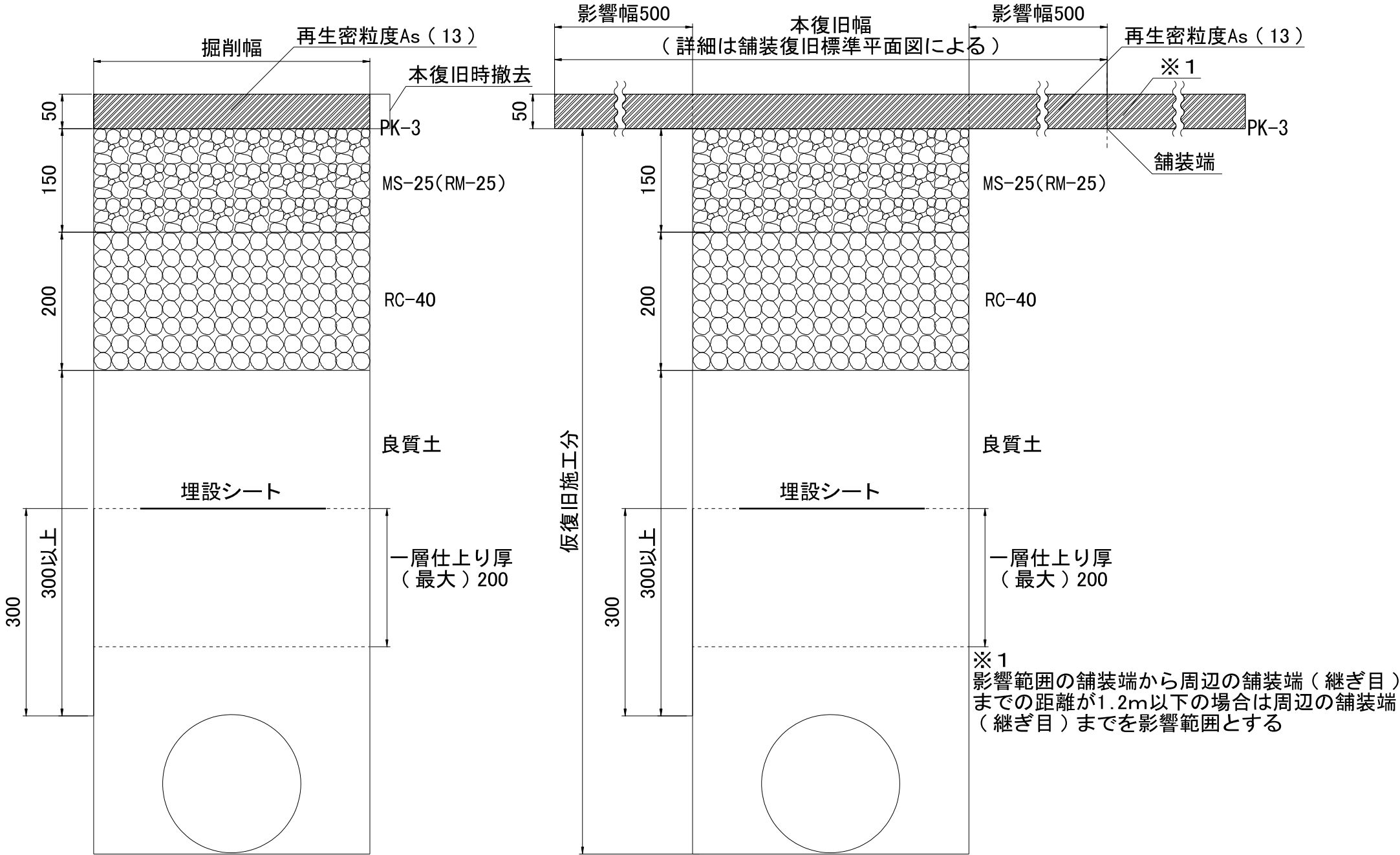
舗装復旧構成標準図【N3】

別図 1

(仮復旧)

(本復旧)
目標TA=15cm (設計CBR3%)

単位 : mm



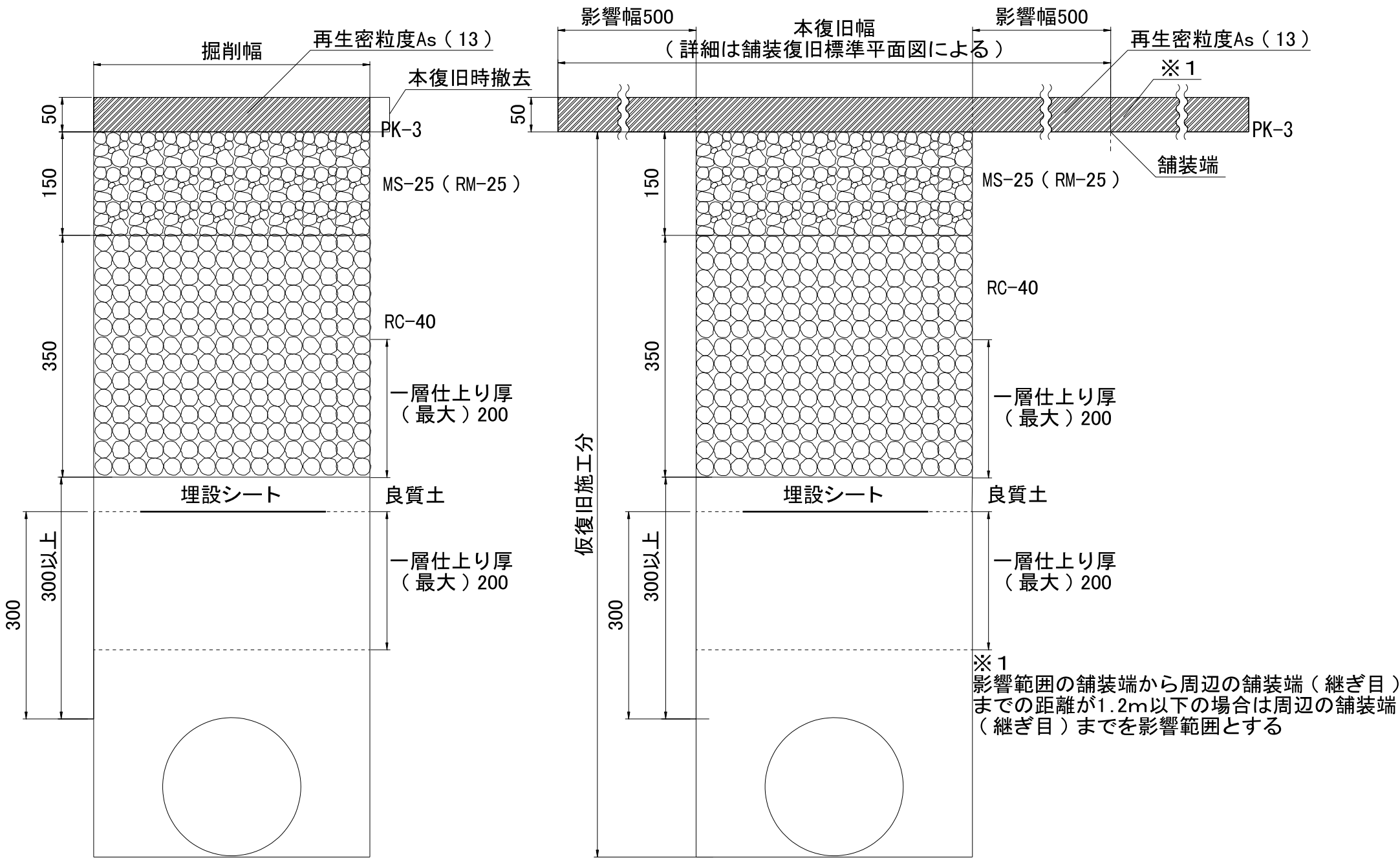
舗装復旧構成標準図【N4】

別図 1

(仮復旧)

(本復旧)
目標TA=19cm (設計CBR3%)

単位: mm



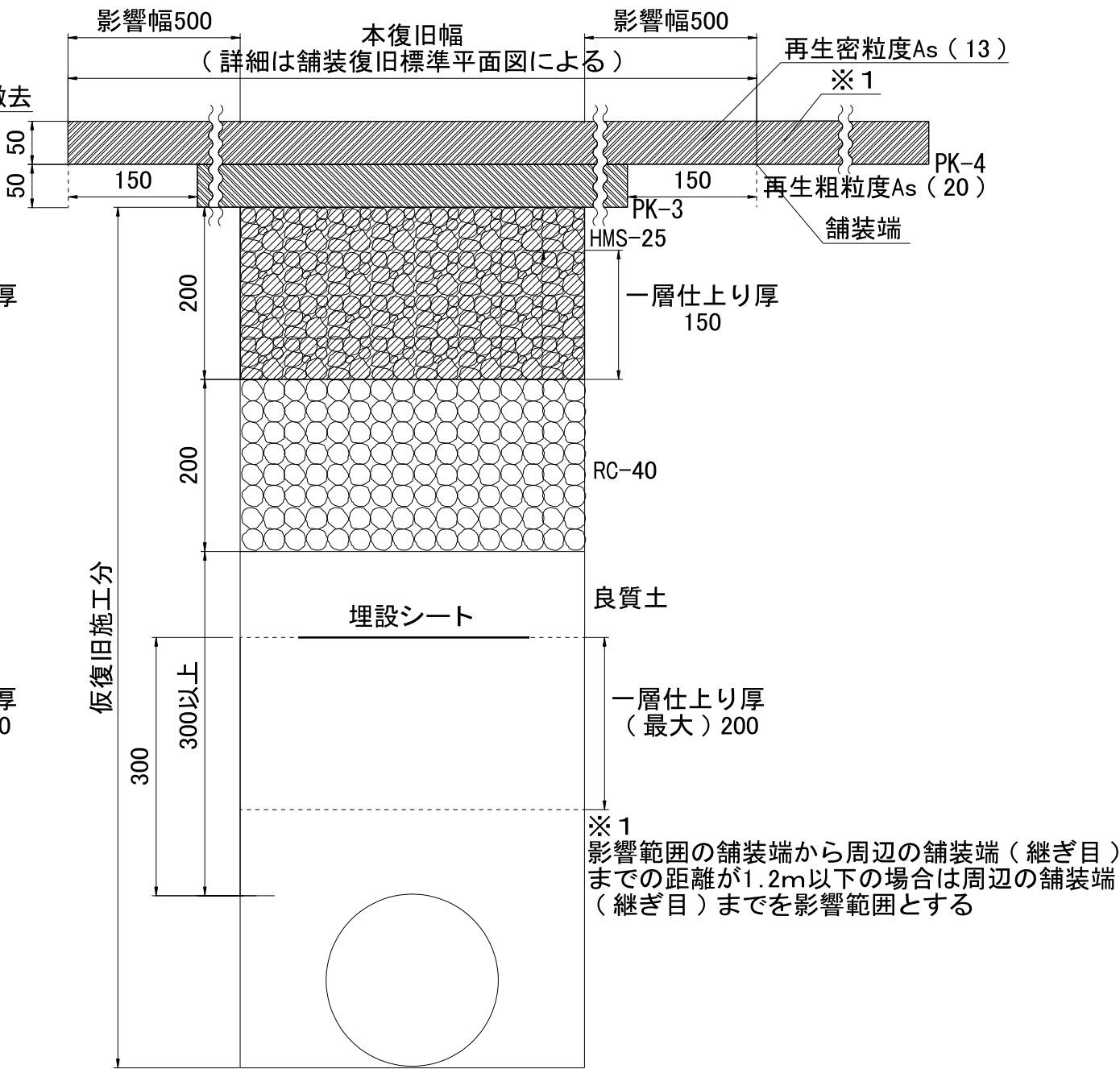
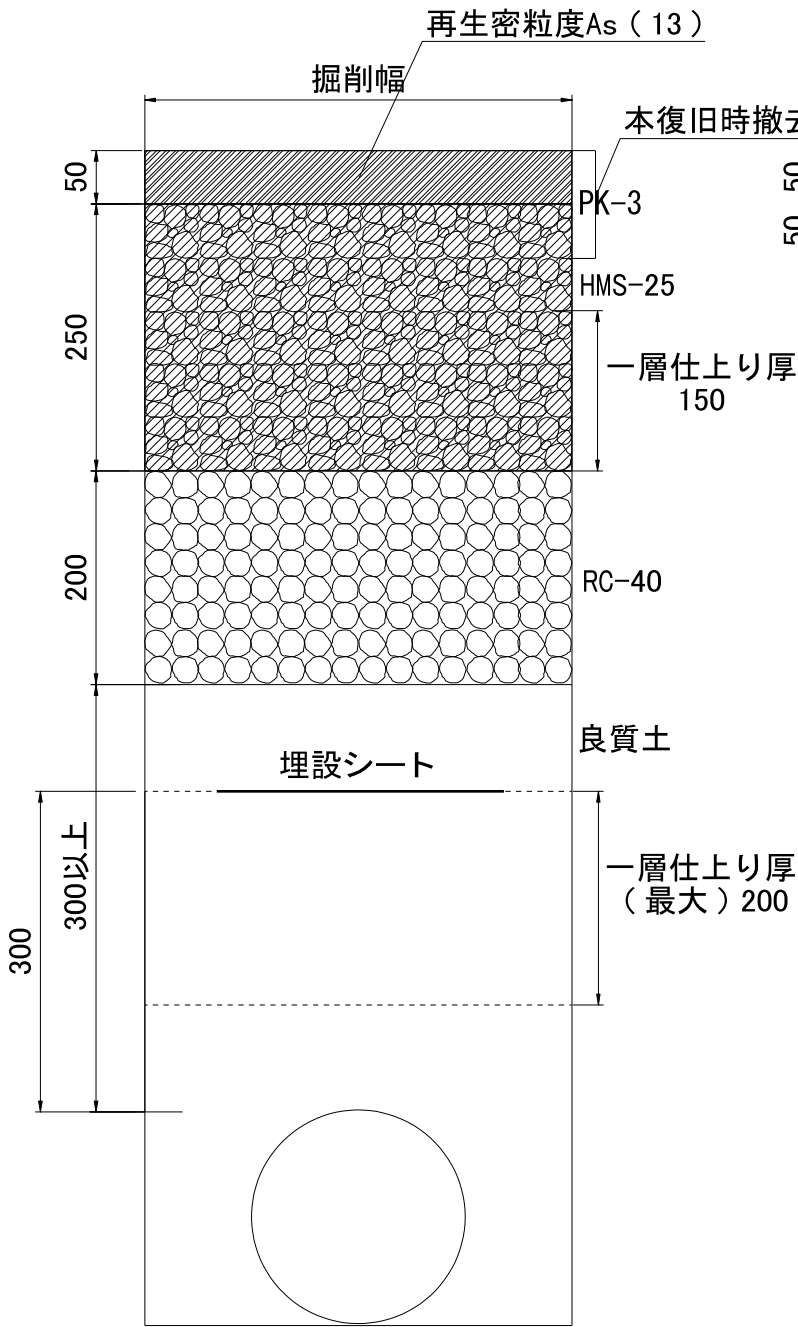
舗装復旧構成標準図【N5】

別図 1

(仮復旧)

(本復旧)
目標TA=26cm (設計CBR3%)

単位: mm



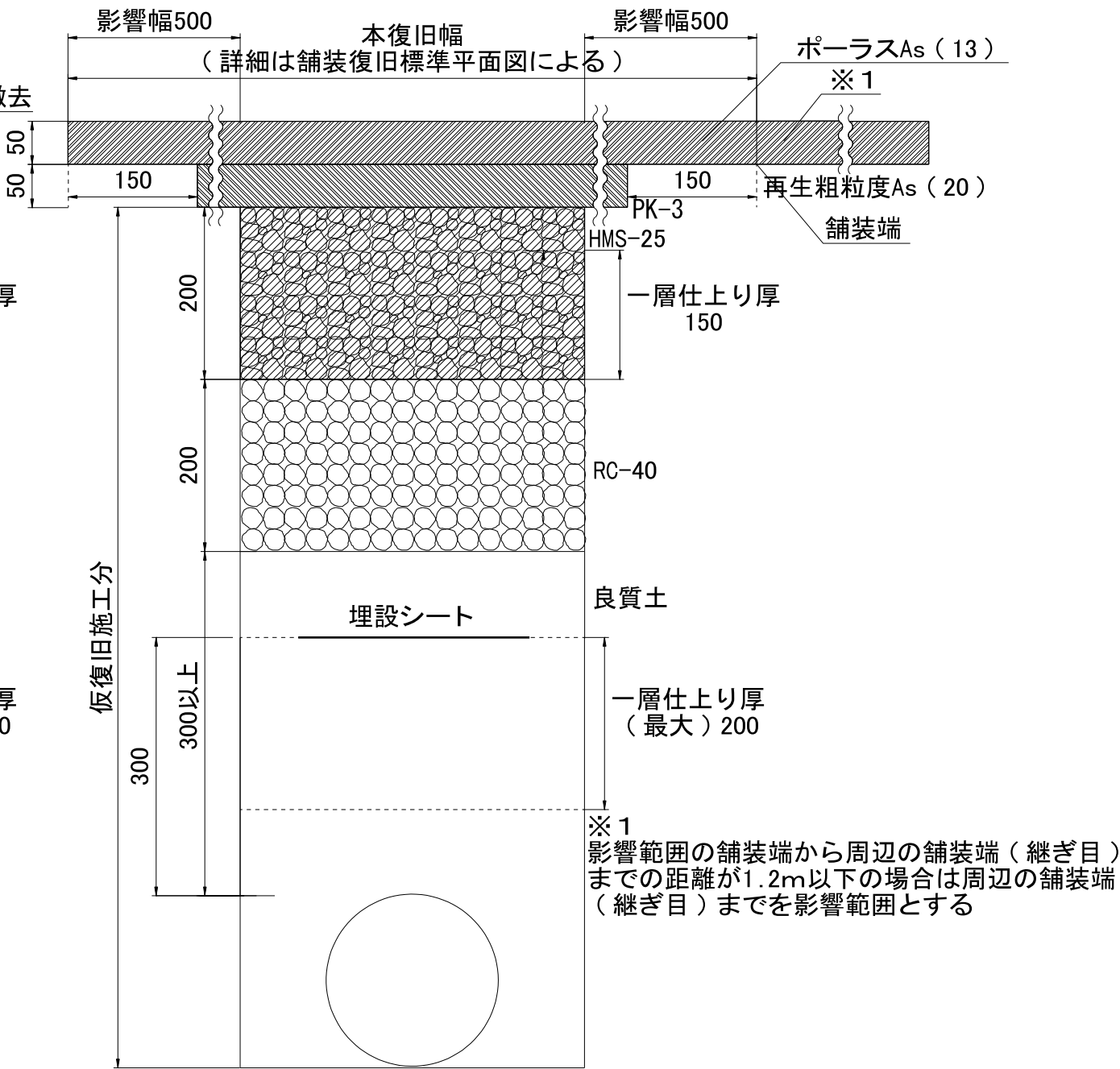
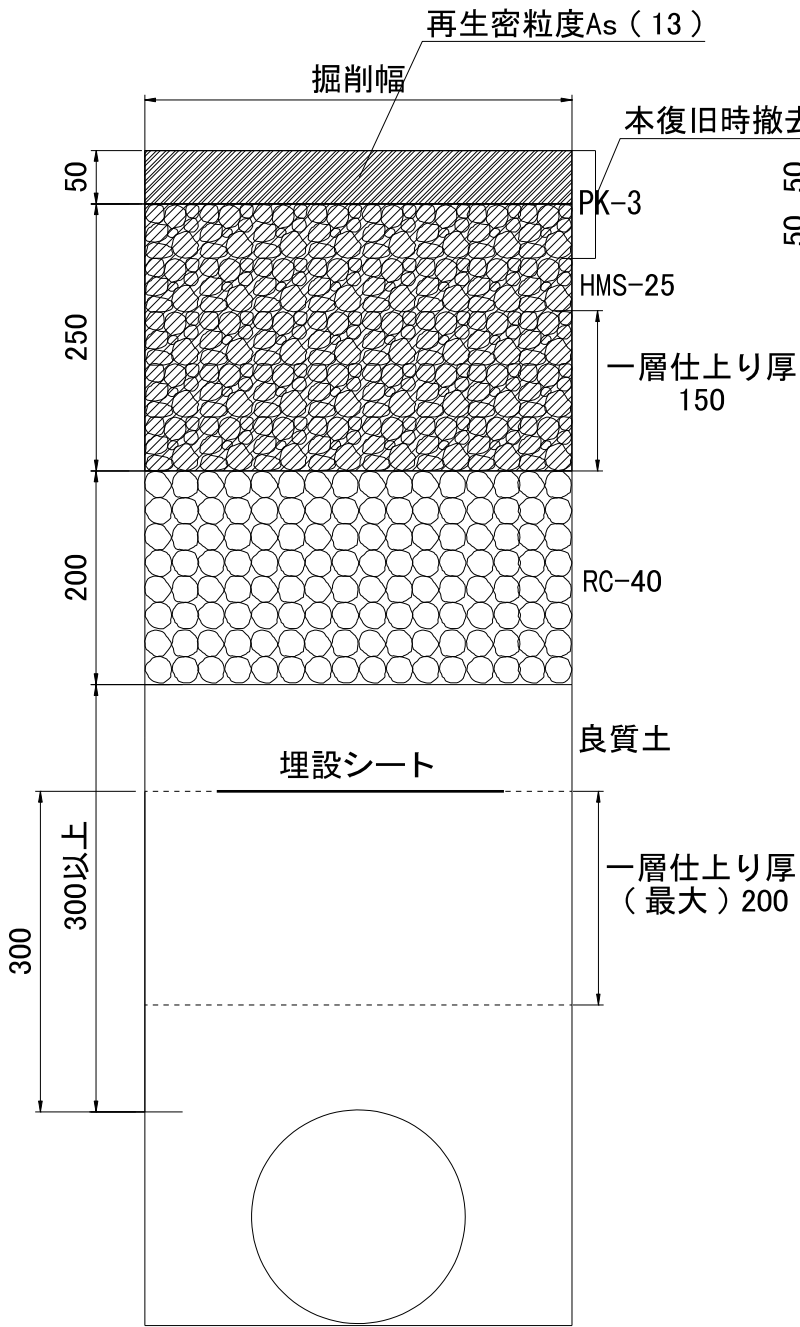
舗装復旧構成標準図【N5・排水性舗装】

別図 1

(仮復旧)

(本復旧)
目標TA=26cm (設計CBR3%)

単位: mm



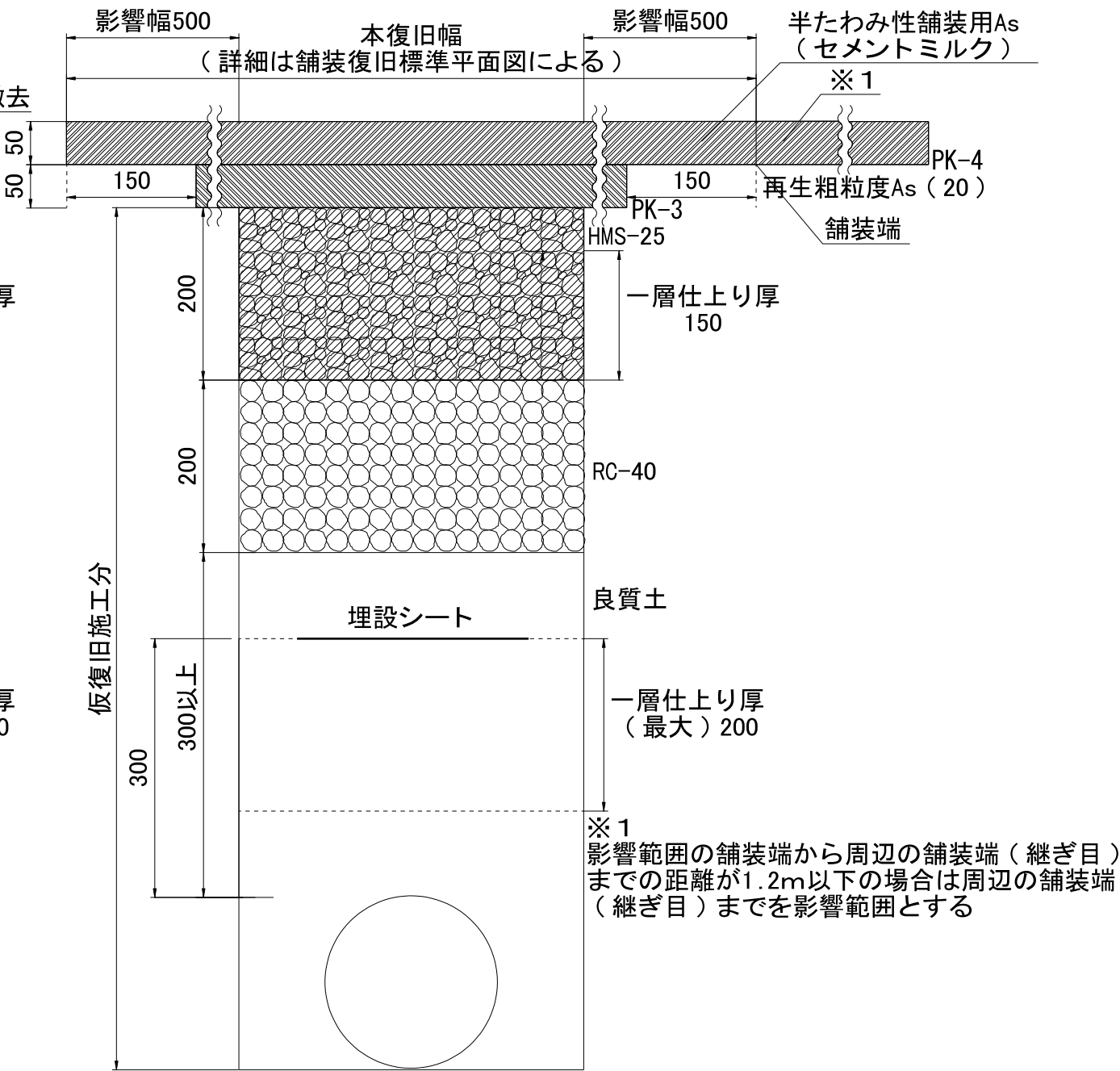
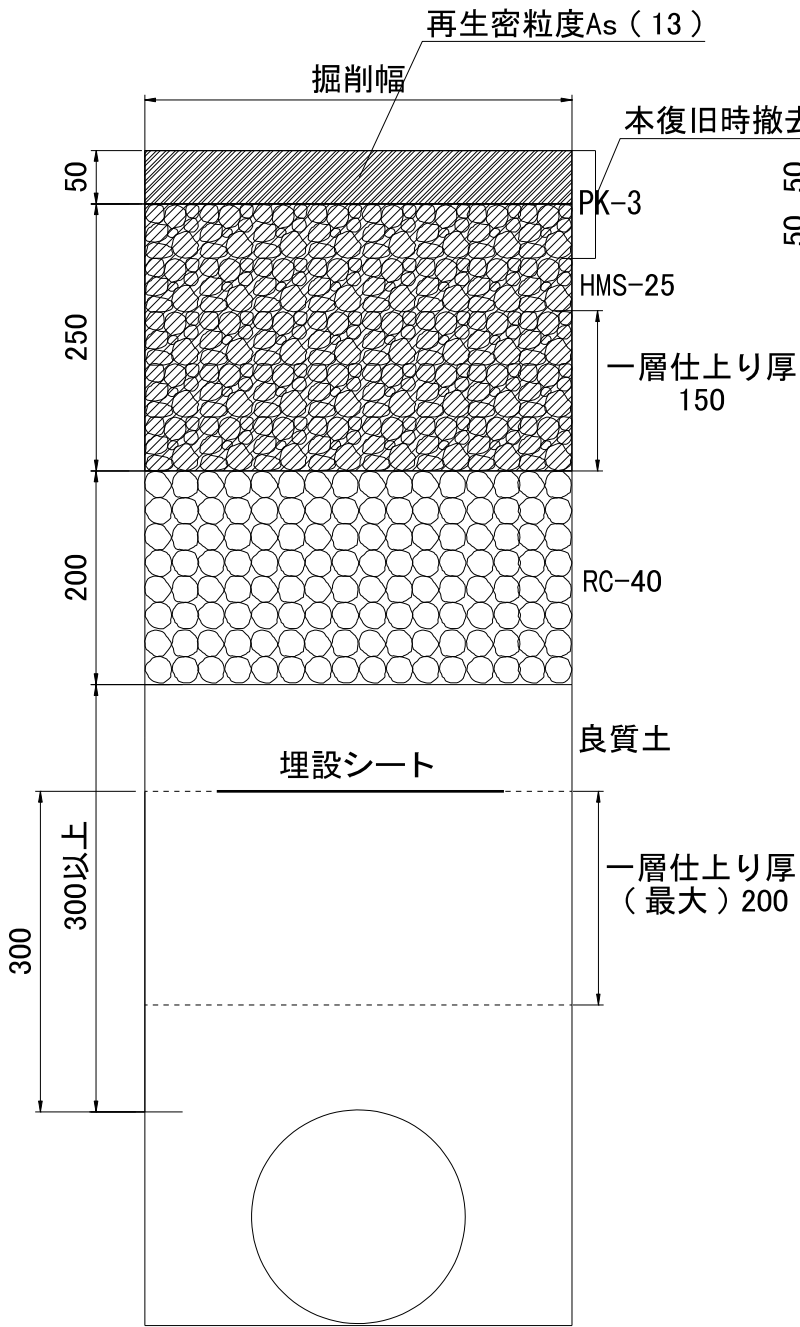
舗装復旧構成標準図【N5・半たわみ性舗装】

別図 1

(仮復旧)

(本復旧)
目標TA=26cm (設計CBR3%)

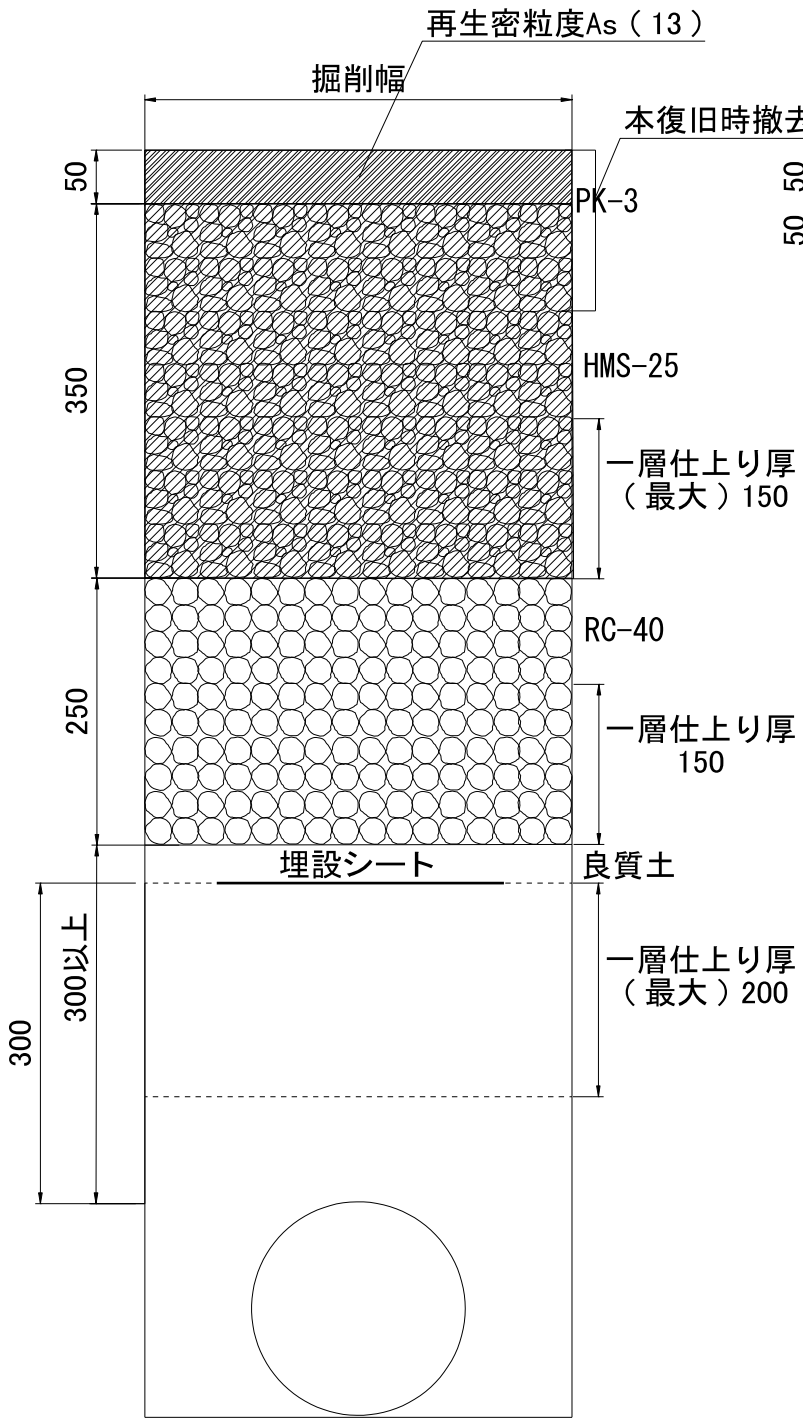
単位: mm



舗装復旧構成標準図【N6】

別図 1

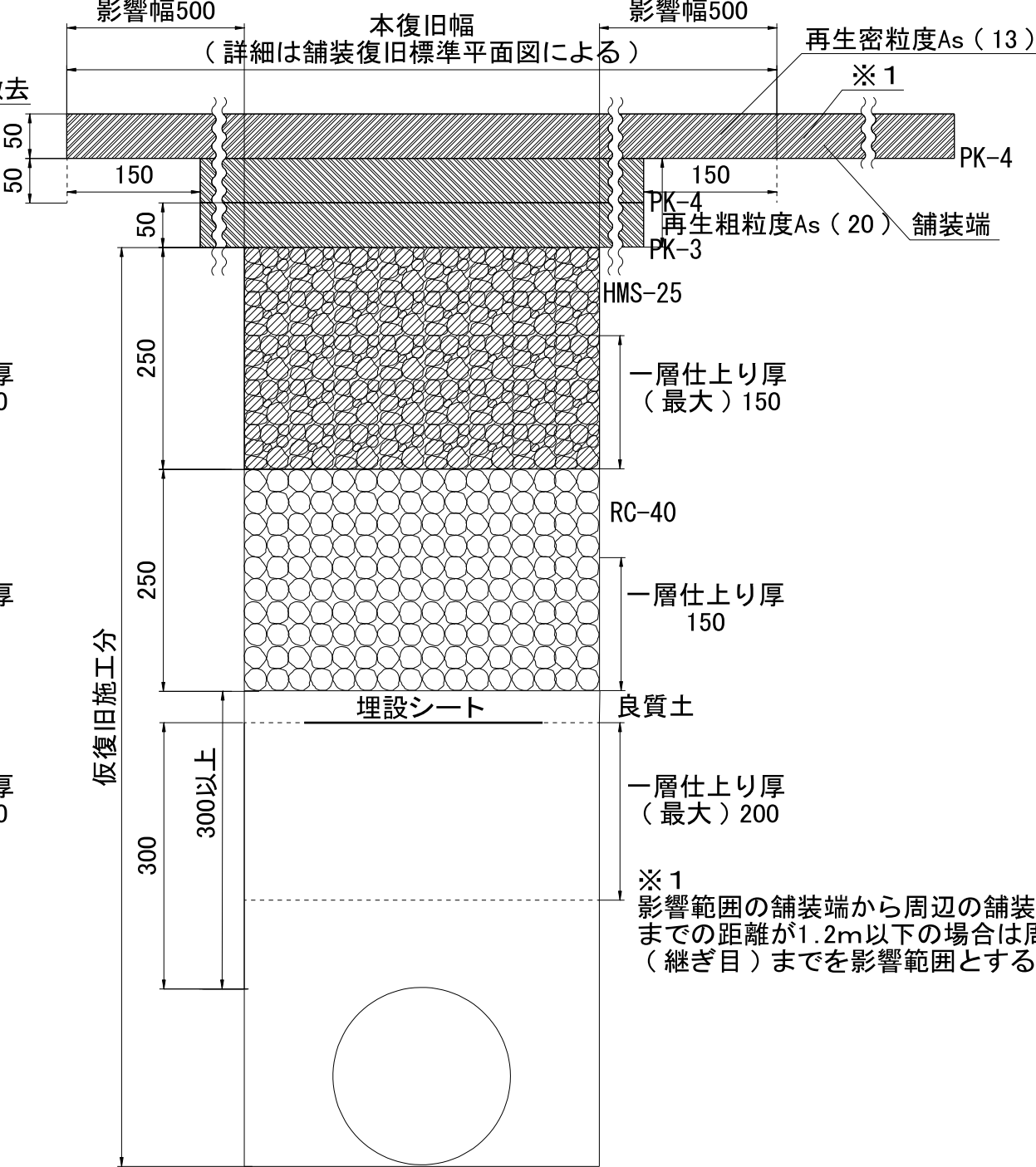
(仮復旧)



(本復旧)

目標TA=35cm (設計CBR3%)

単位: mm



※1
影響範囲の舗装端から周辺の舗装端 (継ぎ目) までの距離が1.2m以下の場合は周辺の舗装端 (継ぎ目) までを影響範囲とする

舗装復旧構成標準図【インターロッキング舗装・コンクリート舗装】

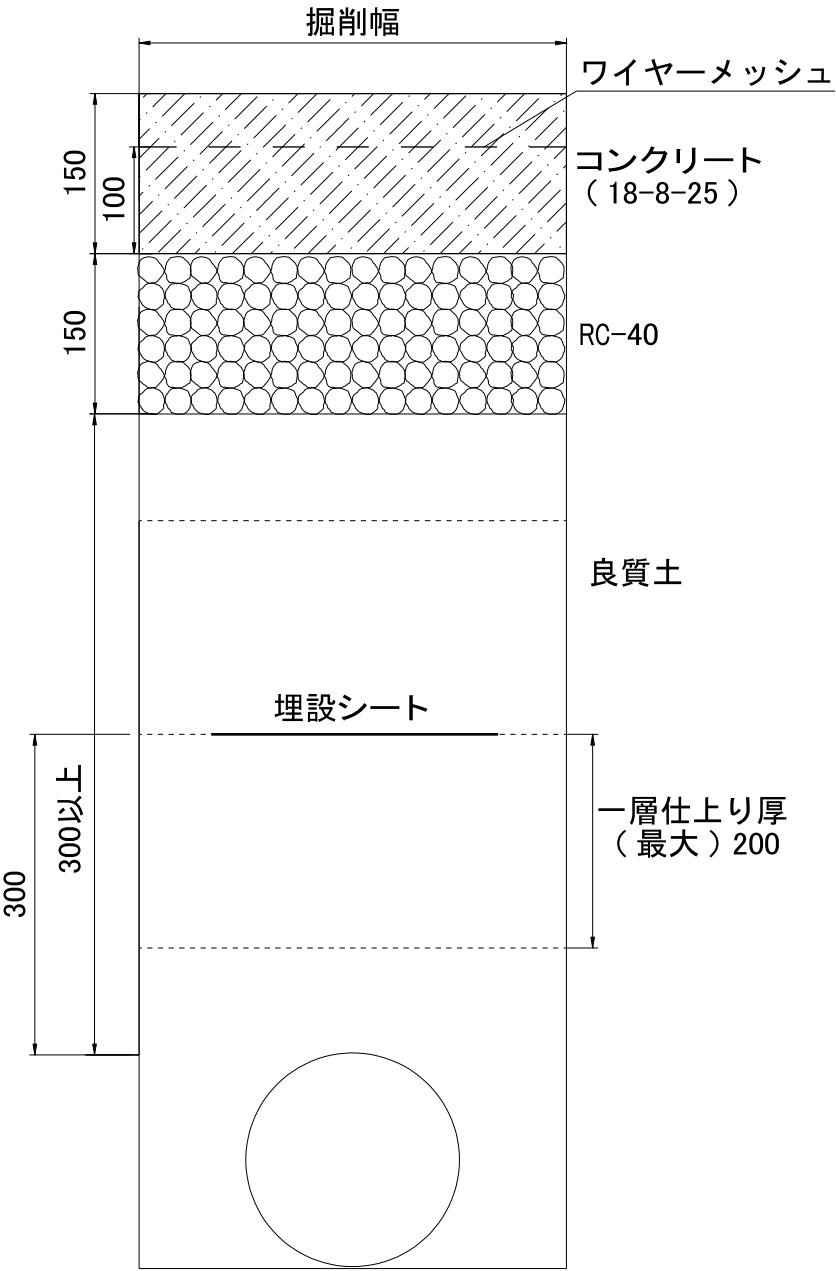
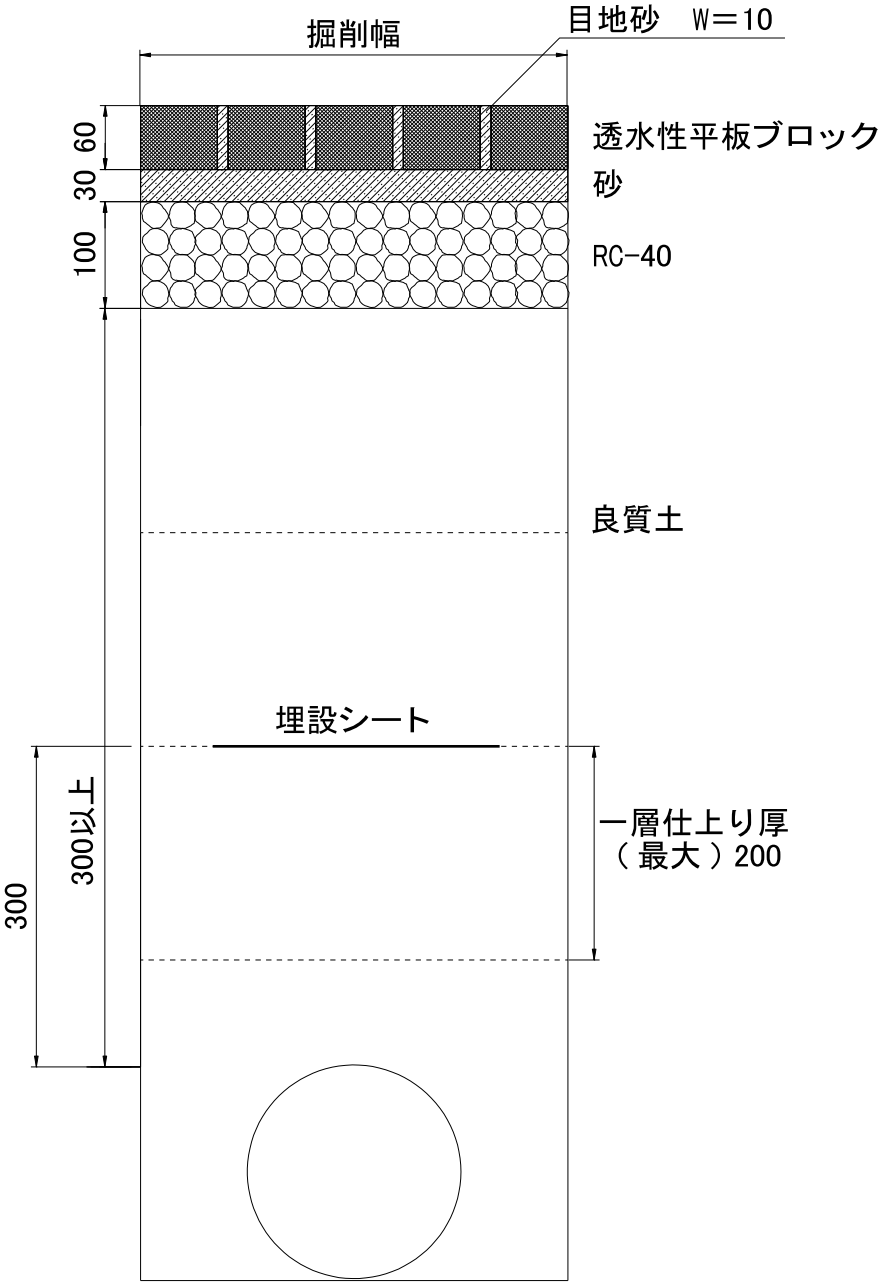
別図 1

（インターロッキング舗装・本復旧）

（コンクリート舗装・本復旧）

単位：mm

※車道乗上げ部及び幅員6mの道路については別途協議すること。
※掘削範囲にかかるブロックを復旧範囲とすること。



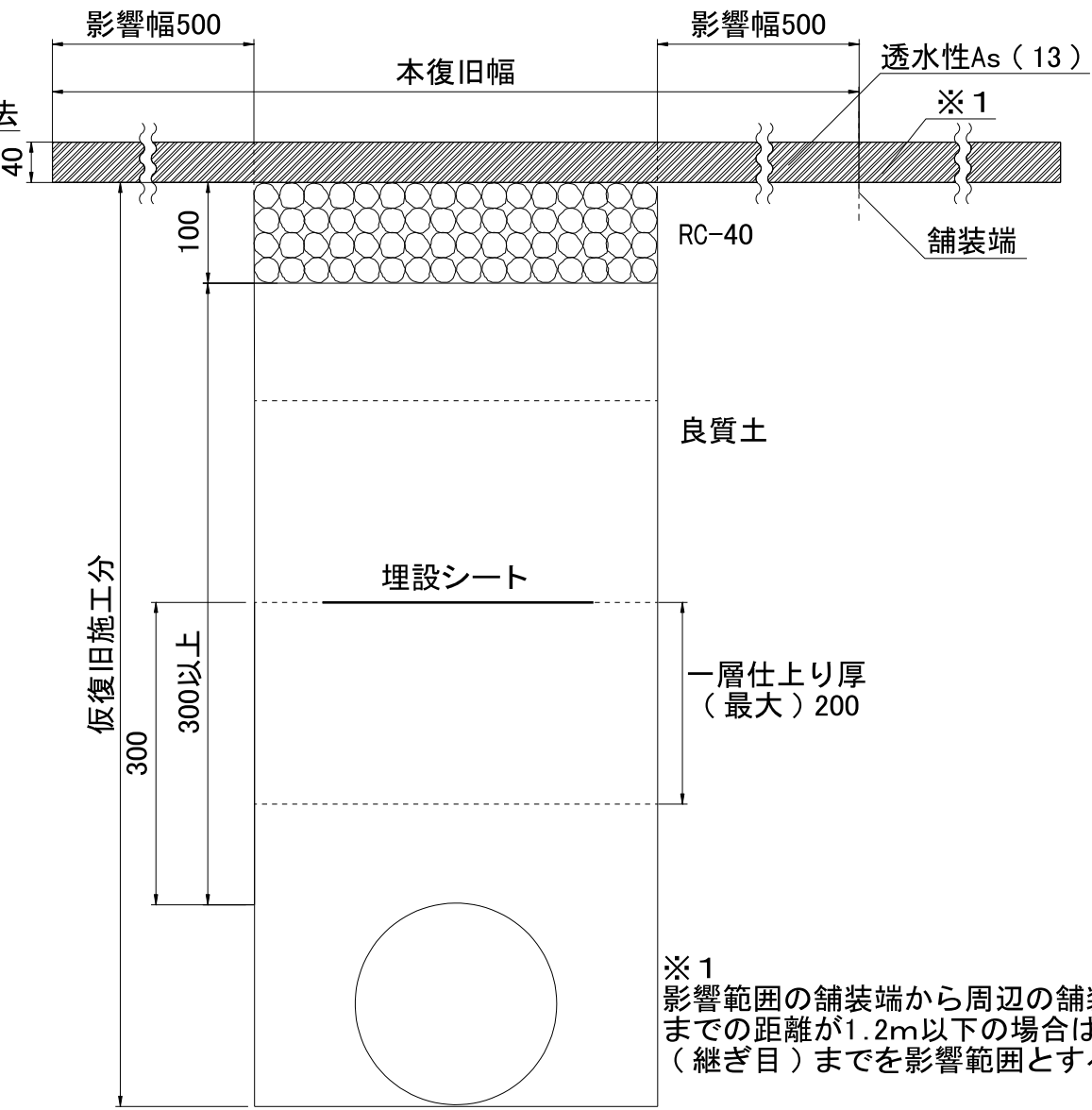
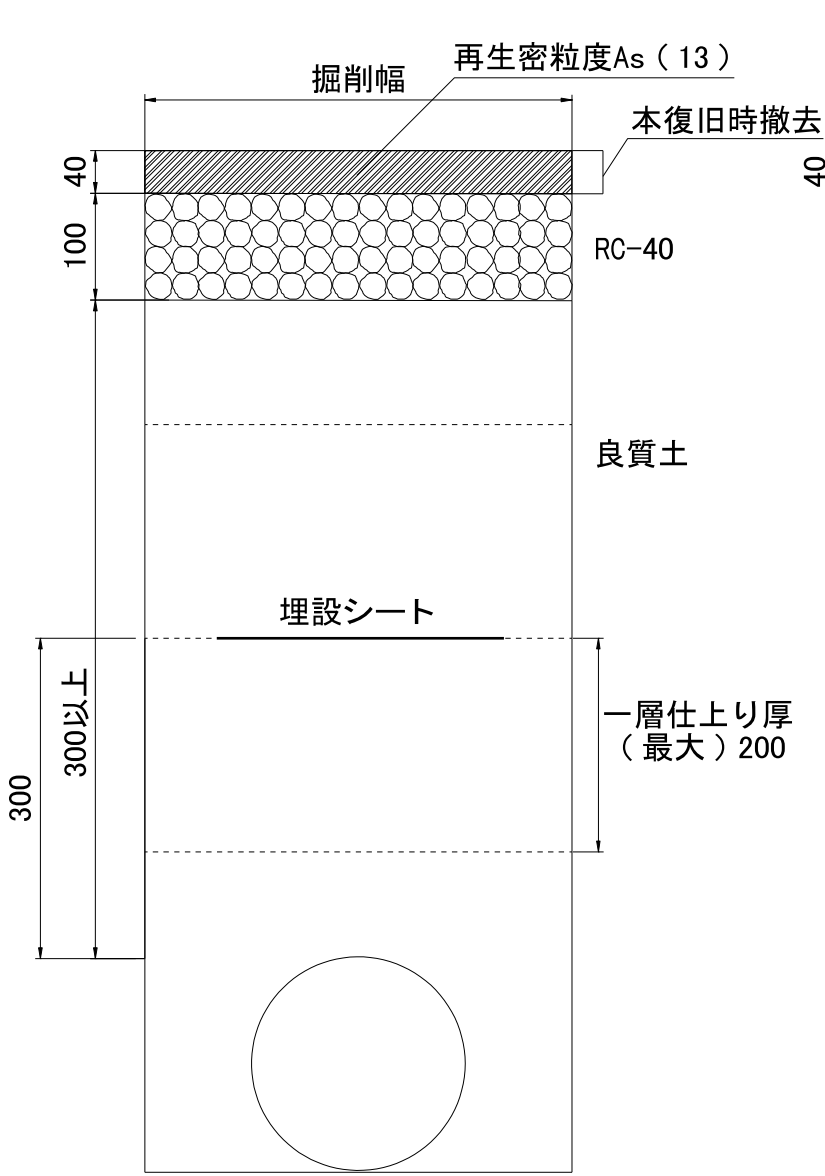
舗装復旧構成標準図【歩道】

別図 1

(仮復旧)

(本復旧)

単位：mm



※1
影響範囲の舗装端から周辺の舗装端（継ぎ目）までの距離が1.2m以下の場合は周辺の舗装端（継ぎ目）までを影響範囲とする

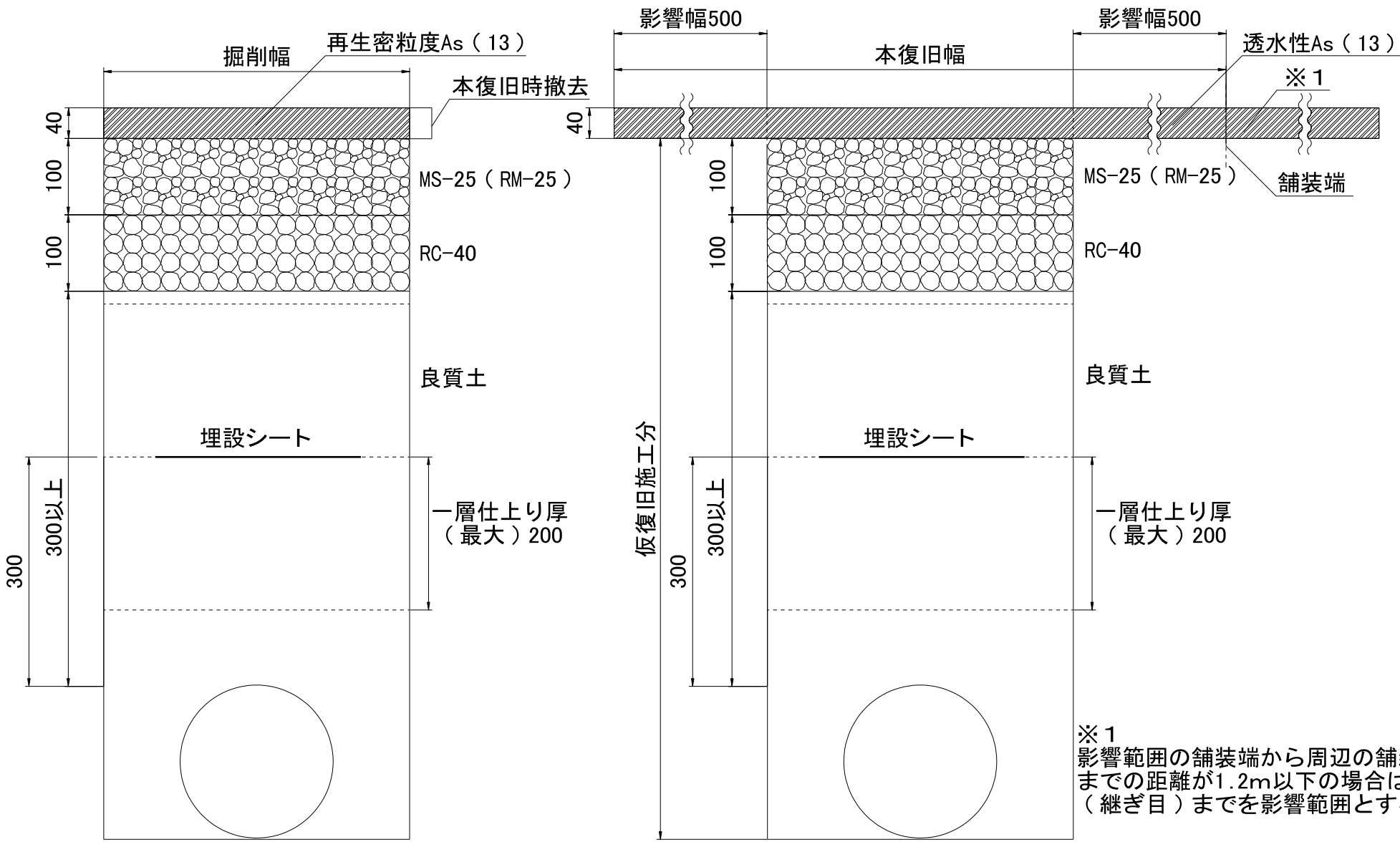
舗装復旧構成標準図【歩道切り下げ部】

別図 1

(仮復旧)

(本復旧)

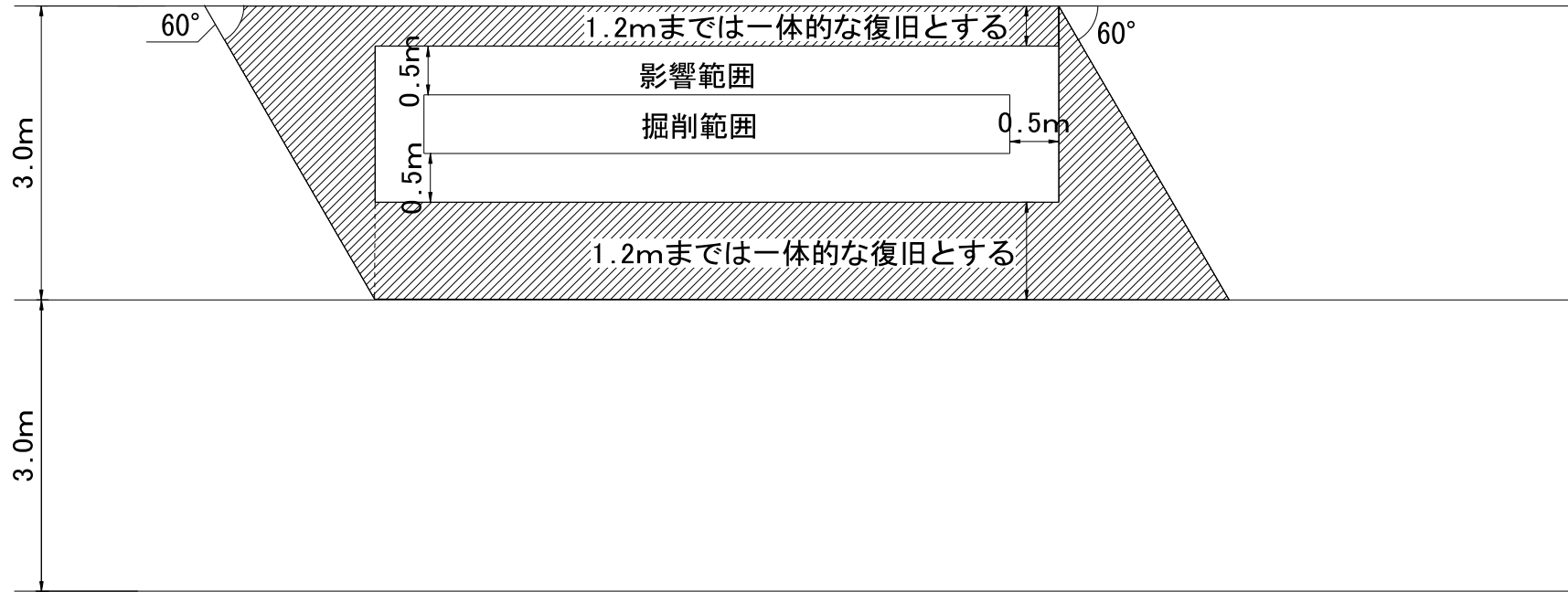
単位：mm



舗装復旧標準平面図【二車線道路以上】

別図 2

- ・横断方向、縦断方向共に掘削範囲の外側0.5mを影響範囲とし、影響範囲の外側1.2m以内に舗装端（継ぎ目）又はセンターラインがある場合、その範囲も影響範囲として復旧する。
- ・仮復旧時の復旧範囲は掘削範囲とする。



- ・影響範囲（掘削面+0.5m）がセンターラインをまたぐ場合、全面復旧とする。

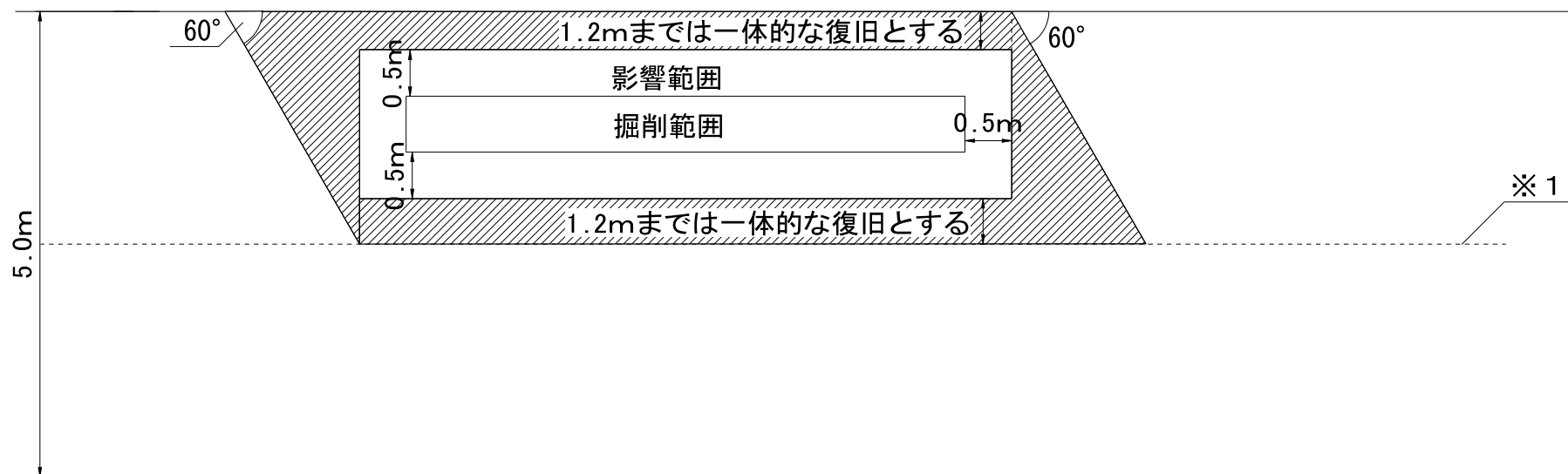


舗装復旧標準平面図【一車線道路】（幅員4.0m以上）

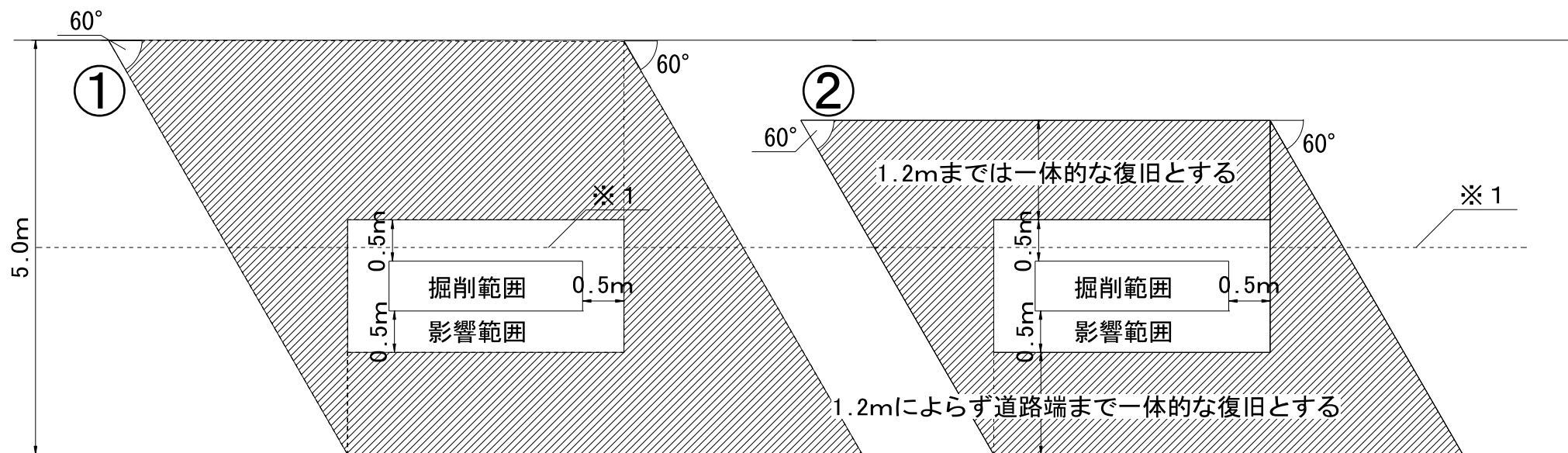
別図 2

- ・横断方向、縦断方向共に掘削範囲の外側0.5mを影響範囲とし、影響範囲の外側1.2m以内に舗装端（継ぎ目）又はみなしセンターラインがある場合、その範囲も影響範囲として復旧する。
- ・仮復旧時の復旧範囲は掘削範囲とする。

※1：一車線道路において、排水構造物を除く舗装の幅員が4.0m以上の場合は、道路端から幅員の半分にあたる位置をみなしセンターラインとする。



- ・影響範囲（掘削面+0.5m）がみなしセンターラインをまたぐ場合、①のとおり全面復旧とする。
- ・N3以下の舗装構成の場合は、②のとおり復旧する。



舗装復旧標準平面図【一車線道路】（幅員4.0m未満）

別図 2

- ・幅員4.0m未満の道路は、掘削範囲の外側0.5mを影響範囲とし、全面復旧する。
- ・仮復旧時の復旧範囲は掘削範囲とする。

※1：1.2mまでは一体的な復旧とする



舗装復旧標準平面図【すべての道路】（横断掘削が連続する場合）

- ・10.0m以内に2箇所以上の横断掘削がある場合（同時施工の場合）、その区間は全面復旧とする。
- ・道路幅員が4m未満の場合は角度づけの復旧としなくてもよい。
- ・仮復旧時の復旧範囲は掘削範囲とする。

